

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

令和2年5月7日

▶ TOPIC 4月以降の雇用調整助成金の変更点について

雇用調整助成金とは…、

景気の変動や経済上の理由等により、事業の縮小を余儀なくされた際に、一時的な雇用調整(休業・教育訓練・出向)を実施することにより、解雇せずに従業員の雇用を維持した場合に助成される制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金について、

4月初旬に発表された緊急対応期間(4/1~6/30)における特例が、さらに変更されています！！

① 支給率の拡充

事業主が解雇等を行わずに…、

① 60%を超えて休業手当を支給する場合 → 支払った休業手当の60%を超えた部分を国が100%助成!!

② 県からの休業要請に協力して休業する場合 → 支払った休業手当の100%を国が助成!!

ただし…、100%助成といいつつ、
8,330円の上限はあります…。

② 生産指標要件の緩和

【原則】

直近1カ月の対前年同月比が5%以上減 → 前年同月との適切な比較が難しい場合…、

① 前々年同月との比較もOK

② 前年同月から12カ月のうち適切な1カ月との比較もOK

③ 休業規模要件の緩和

「休業規模 1/20 以上」 → 「休業規模1/40以上」

1カ月の休業日数が「雇用保険加入者数×月の所定労働日数」の1/40以上で申請可能です。

例えば…、雇用保険加入者数 20名、所定労働日数 22日の場合

20名×22日=440日 → 440日×1/40=11日以上の延べ休業日数でOK

この他にも…、5/7時点において8,330円の上限引上げ等が政府内で検討されています。



初回計画の事後提出は6月中が期限です！！

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業をお考えの企業様、

個別にご相談・対応を致しますので弊社までご相談下さい。



設備機器の購入をお考えの企業様はいませんか？

利用できる助成金があるかもしれません。ぜひ、購入する前にお声掛け下さい。